

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市議会委員会条例の一部改正  
 (議会事務局) 2
- 亀岡市議会政務活動費の交付に関する  
 条例 (議会事務局) 3
- 亀岡市実費弁償条例の一部改正  
 (議会事務局) 5

### —— 規 則 ——

- 亀岡市営篠共同浴場条例施行規則の廃  
 止 (人権啓発課) 6
- 亀岡市議会政務調査費の交付に関する  
 条例施行規則の一部改正 (総務課) 6

### —— 告 示 ——

- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 8
- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 9
- 自動車臨時運行許可番号の失効  
 (市民課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 10
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 10
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 10
- 公示送達 (税務課) 11
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 13

- 亀岡市住宅用太陽光発電システム設置  
 事業補助金交付要綱の一部改正  
 (環境政策課) 13
- 公示送達 (税務課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 15
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 15
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 16
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 16

### —— 公 告 ——

- 都市公園内の工作物等の撤去  
 (都市整備課) 17
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変  
 更による計画書の縦覧 (農林振興課) 17
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 18

### —— 任免及び辞令 ——

#### 議会事務局欄

### —— 規 則 ——

- 亀岡市議会会議規則の一部改正 22

### —— 規 程 ——

- 亀岡市議会会議規則施行規程の一部改  
 正 24

**選挙管理委員会欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 25
- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 25
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 25

**上下水道部欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 26
- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 27

**市立病院欄**

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 27

条 例

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月18日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第1号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務文教常任委員会 9人」を「総務文教常任委員会 8人」に、「環境厚生常任委員会 9人」を「環境厚生常任委員会 8人」に改める。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条第3項中「（常任委員の任期）」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第15条中「（委員長及び委員の除斥）」を削る。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例をここに公布する。

平成25年2月18日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第2号

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例

亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年亀岡市条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、亀岡市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、亀岡市議会（以下「議会」という。）における会派（以下「会派」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 政務活動費は、議員1人当たり月額15,000円とし当該年度の3月分までを一括して交付する。

2 政務活動費は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に前項の額を乗じて得た額を5月末日までに交付する。ただし、年度の途中において議

員の任期が満了する場合は、前項の規定にかかわらず任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分からの政務活動費を速やかに交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第2項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の向上を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、規則で定める政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書の写し又はこれに準ずる書類を添えて、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、政務活動費の交付を受けた年度の翌年から起算して5年を経過するまで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるも

のとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
------	----------------------------

「揭示済」

亀岡市実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月18日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第3号

亀岡市実費弁償条例の一部を改正する条例

亀岡市実費弁償条例（平成21年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第100条第1項、第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「法第100条第1項後段及び法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

第3条を次のように改める。

（実費弁償の額）

第3条 実費弁償の額は、日額2,600円とする。ただし、前条各号に規定する者のうち学識経験を有する者の実費弁償の額は、日額9,700円とする。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項

の額を実情に応じて増額することができる。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

「揭示済」

# 規則

亀岡市営篠共同浴場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年2月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第2号

亀岡市営篠共同浴場条例施行規則  
を廃止する規則

亀岡市営篠共同浴場条例施行規則（平成5年  
亀岡市規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行す  
る。

「揭示済」

亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例施  
行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月18日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第3号

亀岡市議会政務調査費の交付に関  
する条例施行規則の一部を改正す  
る規則

亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例施  
行規則（平成13年亀岡市規則第3号）の一部  
を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改  
める。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に、  
「平成13年亀岡市条例第1号」を「平成25  
年亀岡市条例第2号」に改める。

第2条第1項中「政務調査費の交付」を「政  
務活動費の交付」に、「政務調査費交付申請  
書」を「亀岡市議会政務活動費交付申請書」に、  
「政務調査費交付変更申請書」を「亀岡市議  
会政務活動費交付変更申請書」に改め、同条第  
2項中「会派解散届」を「亀岡市議会議会派  
解散届」に改める。

第3条中「政務調査費の額」を「政務活動費  
の額」に、「政務調査費交付決定通知書」を  
「亀岡市議会政務活動費交付決定通知書」に改  
める。

第4条中「政務調査費の決定」を「政務活動  
費の決定」に、「政務調査費交付請求書」を  
「亀岡市議会政務活動費交付請求書」に改める。

第5条を削る。

第6条中「政務調査費収支報告書」を「亀岡  
市議会政務活動費収支報告書」に改め、同条を  
第5条とする。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に  
改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とす  
る。

別表を削る。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、  
「政務調査費交付申請書」を「亀岡市議会政  
務活動費交付申請書」に、「政務調査費の交付」

を「政務活動費の交付」に改める。

別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に、「政務調査費交付変更申請書」を「亀岡市議会政務活動費交付変更申請書」に、「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付」に改める。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に、「会派解散届」を「亀岡市議会会派解散届」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「解散会派」を「解散した会派」に改める。

別記第4号様式中「政務調査費交付決定通知書」を「亀岡市議会政務活動費交付決定通知書」に、「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付」に、「年度政務調査費交付決定額（年額） 円」を「1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円」に改める。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「政務調査費交付請求書」を「亀岡市議会政務活動費交付請求書」に、「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付」に、「政務調査費を請求」を「政務活動費を請求」に、「 年 月分から 年 月分」を「 年 月分から 年 月分まで」に改める。

別記第6号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「政務調査費収支報告」を「亀岡市議会政務活動費収支報告」に、「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付」に、「政務調査費収支報告書」を「亀岡市議会政務活動費収支報告書」に改め、同様式中別紙を次のように改める。

別紙

年度亀岡市議会政務活動費収支報告書

会派名

1 収入

政務活動費 円

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		

3 残額 円

(注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。  
2 領収書の写しを添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に市長に提出する亀岡市議会政務活動費交付申請書、亀岡市議会政務活動費交付変更申請書、亀岡市議会会派解散届、亀岡市議会政務活動費交付請求書、市長が通知する亀岡市議会政務活動費交付決定通知書及び亀岡市議会政務活動費収支報告書から適用し、この規則の施行日前にこの規則による改正前の亀岡市政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書、市長が通知した政務調査費交付決定通知書及び政務調査費収支報告書については、なお従前の例による。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第10号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年2月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀0901-81070

(1) 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年2月7日

2 亀1913-31008

(1) 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年2月7日

「揭示済」

亀岡市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成25年2月15日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成25年2月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

付議事件

- 1 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例
- 2 亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 3 亀岡市実費弁償条例の一部を改正する条例
- 4 亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

「揭示済」

亀岡市告示第12号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成25年2月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
京248亀岡	平成25年2月8日	省略	平成24年10月2日

「揭示済」

亀岡市告示第13号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年2月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1902-31051

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成25年2月13日

「揭示済」

亀岡市告示第14号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年2月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0108-99002

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年9月21日
- 3 無効になる日  
    平成25年2月15日

「揭示済」

亀岡市告示第15号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年2月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 亀1112-41051  
    (1) 保 険 者  
        亀岡市（26-007-5）  
        京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日  
        平成24年4月1日
- (3) 無効になる日  
        平成25年2月20日

## 2 亀1909-55005

- (1) 保 険 者 亀岡市(26-007-5)  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日 平成24年4月1日
- (3) 無効になる日 平成25年2月20日

「揭示済」

## 亀岡市告示第16号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成25年2月22日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名又は名称	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
2	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
3	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
4	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
5	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
6	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
7	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
8	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
9	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略
10	督促状 平成24年度第3期・第4期分市府民税	省略	省略

11	督促状 平成24年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
12	督促状 平成24年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
13	督促状 平成24年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
14	督促状 平成24年度第4期分 市府民税	省略	省略
15	督促状 平成24年度第3期・第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
16	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
17	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
18	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
19	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
20	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
21	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
22	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
23	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
24	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
25	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
26	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
27	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
28	督促状 平成24年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
29	督促状 平成23年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成25年3月4日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成25年2月25日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第18号

亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成21年亀岡市告示第145号）の一部を次のように改正する。

平成25年2月25日

亀岡市長 栗山正隆

第4条中「20,000円」を「15,000円」に、「80,000円」を「60,000円」に改める。

第5条中「亀岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請兼実績報告書」を「亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請兼実績報告書」に改める。

第6条中「亀岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定兼確定通知書」を「亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定兼確定通知書」に、「亀岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付決定通知書」を「亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金不交付決定通知書」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第19号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成25年2月25日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類

平成24年度軽自動車税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者の住所、氏名

住 所	氏 名
省略	省略
省略	省略
省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第20号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年2月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0101-25023

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年2月25日

「揭示済」

亀岡市告示第21号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年2月26日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域  
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域  
J R 並河駅前自転車放置禁止区域  
J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年2月26日（火）  
午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 9台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第22号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年2月27日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1907-31040

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成25年2月27日

「揭示済」

亀岡市告示第23号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年2月28日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0901-81086

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年10月23日
- 3 無効になる日  
    平成25年2月28日

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第5号

都市公園内の工作物等の撤去

次の工作物等は、都市公園内に放置され、都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条及び亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）第6条第1項第10号に違反し、不法占用物件として公園利用者及び公園管理上支障となっています。

物件の所有者は、平成25年8月3日までに撤去してください。

なお、期日までに撤去されない場合は、市にて処分します。

平成25年2月4日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 公園名称  
亀岡運動公園
- 2 場 所  
亀岡市曾我部町穴太地内
- 3 工作物等名称又は種類  
普通自動車  
ニッサン マーチ グレー色  
京都500 み 4364
- 4 形 状  
ハッチバック
- 5 数 量  
1台
- 6 放置場所  
亀岡運動公園駐車場
- 7 除去した日時  
平成25年2月4日

- 8 保管開始日時  
平成25年2月4日
- 9 保管場所  
亀岡運動公園駐車場
- 10 処分日時  
平成25年8月4日

「揭示済」

亀岡市公告第6号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成25年2月6日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧期間  
平成25年2月6日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第7号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成25年2月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成25年2月8日  
午後4時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶・白
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 青色首輪 白黒の引綱

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年2月16日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第8号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年2月27日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- (1) 工事番号及び工事名  
24教第3号  
亀岡市立図書館中央館耐震補強・大規模改修工事（建築）
- (2) 工事場所 亀岡市内丸町地内
- (3) 工事種別 建築一式工事
- (4) 工事概要  
耐震補強工事  
鉄骨ブレース補強 2か所  
RC壁増設 4か所  
RC壁増強 4か所  
大規模改修工事  
内外装改修（屋上防水、外壁吹付、内装等）  
外構改修  
※上記に係る工事のうち建築工事
- (5) 予定価格 99,519,000円  
(入札書比較金額94,780,000円)
- (6) 工期 契約日の翌日から平成25年9月30日
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払  
有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  
※本工事に係る前払金の請求を行う場合は平成25年4月1日以降に請求書を提出

するよう留意すること。

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」で認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内の本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することはできない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認を受けてから開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加で

きるものとする。

(5) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合（親会社と子会社が共同企業体を構成する場合は、この限りでない。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 競争入札において、(4)、(5)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

### 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年2月27日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年2月27日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年3月4日（月） 午前9時から午後5時まで 平成25年3月5日（火） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年3月6日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年3月1日（金） 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年3月8日（金） 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年3月12日（火）	共通事項5のとおり

入札期間	平成25年3月15日(金) 午前9時から午後5時まで 平成25年3月18日(月) 午前9時から午前11時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年3月18日(月) 午後1時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」とし、「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

法 貴 隆 司  
 亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します  
 任期は平成26年3月1日までとします  
 (各 通) 下 村 高 史  
 澤 田 徳 子  
 亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます  
 平成25年2月22日

藤 本 妙 子  
 亀岡市防災会議委員に委嘱します  
 任期は平成27年2月26日までとします  
 平成25年2月27日

## 議会事務局欄

### 規 則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月15日

亀岡市議会議長 木曾利廣

亀岡市議会規則第1号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第9節 会議録（第78条－第80条）」を「第9節 公聴会、参考人（第78条－第84条）」

第10節 会議録（第85条－第89条）」に、「第83条－第87条」を「第90条－第94条」に、「第88条－第104条」を「第95条－第111条」に、「第105条・第106条」を「第112条・第113条」に、「第107条－第118条」を「第114条－第125条」に、「第119条・第120条」を「第126条・第127条」に、「第121条－第131条」を「第128条－第138条」に、「第132条－第138条」を「第139条－第145条」に、「第139条－第143条」を「第146条－第150条」に、「第144条－第152条」を「第151条－第159条」に、「第153条－第158条」

を「第160条—第165条」に、「第159条」を「第166条」に、「第160条」を「第167条」に、「第161条」を「第168条」に改める。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第27条中「(選挙の宣告)」を削る。

第37条第1項中「第134条(請願の委員会付託)」を「第141条」に改める。

第44条第2項中「(付託事件を議題とする時期)」を削る。

第64条中「(質疑の回数)」及び「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第74条中「(議場の出入口閉鎖)」、「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」、「(投票)」、「(投票の終了)」、「(開票及び投票の効力)」、「(選挙結果の報告)」及び「(選挙関係書類の保存)」を削る。

第161条を第168条とし、第155条から第160条までを7条ずつ繰り下げる。

第154条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第161条とする。

第153条第2項中「第49条(秘密の保持)第2項」を「第49条第2項」に、「第106条(秘密の保持)第2項」を「第113条第2項」に改め、同条を第160条とし、第143条から第152条までを7条ずつ繰り下げる。

第142条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第149条とし、第129条から第141条までを7条ずつ繰り下げる。

第128条中「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」、「(投票)」、「(投票の終了)」、「(開票及び投票の効力)」及び「(選挙結果の報告)」を削り、同条を第135条とし、第99条から第127条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改め、同条を第105条とし、第81条から第97条までを7条ずつ繰り下げる。

第80条中「(発言の取消し又は訂正)」を削り、同条を第87条とし、第79条を第86条とし、第78条を第85条とする。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

#### 第9節 公聴会、参考人

##### (公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

##### (意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

##### (公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

##### (公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。

ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

「揭示済」

# 規 程

亀岡市議会会議規則施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月15日

亀岡市議会議長 木曾利廣

亀岡市議会規程第1号

亀岡市議会会議規則施行規程の一部を改正する規程

亀岡市議会会議規則施行規程（昭和60年亀岡市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第119条」を「第126条」に改める。

第2条中「第126条」を「第133条」に改める。

第3条中「第127条」を「第134条」に改める。

第4条中「第132条」を「第139条」に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

「揭示済」

# 選挙管理委員会欄

## 告示

### 亀岡市選挙管理委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第1項の規定に基づき、平成25年1月1日現在調製の亀岡市農業委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月20日

亀岡市選挙管理委員会

委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の期間 平成25年2月23日から  
平成25年3月9日
- 2 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所

「揭示済」

### 亀岡市選挙管理委員会告示第2号

平成25年3月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年2月28日

亀岡市選挙管理委員会

委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成25年3月3日から  
同月7日

「揭示済」

### 亀岡市選挙管理委員会告示第3号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年2月28日

亀岡市選挙管理委員会

委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成25年3月3日から  
同月7日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第4号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成25年2月20日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年2月20日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
275	株式会社クラシアン	代表取締役	鈴木 一也	京都市南区上鳥羽藁田23-2

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第5号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
における事業廃止の告示

平成25年2月22日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止  
届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置  
工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定 番号	業者名	代表者名	住 所
157	前年土建 株式会社	代表取締役 前田 あけみ	南丹市園部町木崎 町下ヲサ16番地 の5

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第1号

平成25年2月13日に実施した亀岡市立病  
院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決  
定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告  
する。ただし、登録有効期限については、平成  
25年7月31日までとする。

平成25年2月28日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

1	2	3	4	5	6
8	9				

「揭示済」